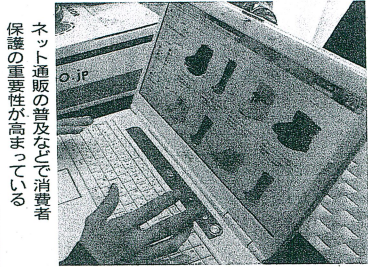


# 民法 消費者保護へカジ



ネット通販の普及などで消費者保護の重要性が高まっている

## 法定利率 3年ごとに見直し 連帯保証 意思確認厳格に

法制審議会(法相の諮問機関)の民法部会は10日、契約ルールを定める債権関係規定(債権法)の民法改正(きよつ)の要綱案をまとめた。1896年の制定以来初の抜本改正では、お金の借り手の保護や、買い手の利益を守るような規定の排除などを盛り込んだ。インターネットの普及など時代の変化にもあわせ、消費者保護に軸足を置く形で大々見直す。

### 120年ぶり改正へ今国会に法案提出

法制審は24日に総会を開き、上川陽子法相に答申する。法務省は通常国会に民法改正案を提出する。今回の改正の項目は約200にのぼる。柱の一つはお金を貸し借りした人が特に定めなかった場合に、自動的に適用する利率である法定利率の見直しだ。現在は明治時代に決まった規定

民法改正要綱案のポイント	
<b>法定利率</b> 現在 5%の固定金利	<b>改正案</b> まず3%に下げ、3年ごとに1%刻みで見直し
<b>連帯保証</b> 家族が保証人になっても	経営者以外の保証人は公証人による意思確認
<b>時効</b> 飲食料は1年、弁護士報酬は2年、医師の診療報酬は3年に異なる	「知ったときから5年」に統一
<b>質屋マンの契約</b> 保証人が「貸し手」の限定なし	限度額の規定を義務付け、借主は原則と明記
<b>約款</b> 規定なし	買い手の利益を守るなど一方的に無効な項目を明記

で5%になっているが実勢にあっていないため、まずは3%に引き下げ、その後は3年ごとに1%刻みで見直す変動制を導入する。連帯保証制度の見直しも盛り込む。中小零細企業への融資などで家族第三者が個人で保証人になる場合は、公証人が立ち会って自発的な意思を確認しなければ無効とした。家族の間で保証人になった結果、自己破産に追い込まれる例などがあるためだ。

## 約款変更、ルールを明文化

用範囲が不明確だなど、取引が対象という内容と反発したことなどを受け、原案にはなかった「引や雇用契約などは対象から除いた」。

契約締結後の一方的な変更は①相手の利益に適合する場合の合理的な変更の場合に限ると規定も見直す。現在、個人の資金債権などは原則「権利行使すること」ができるが、飲食代は1年、診療料は3年など業種によって異なる「短期消滅時効」が混在している。改正後は「原則10年」を維持したうえで、業種を問わず「知ったときから5年」に統一する。これまで判例などで実務に定着している基本的なルールも民法に明記するのは、これまで返還など意思能力のない者に適用していた。

国の消費者団体などに相談を寄せる例が後を絶たない。適格消費者団体「消費者支援機構関西」(大阪市)は約款で定める解約手数料の問題で「企業などが解約によって被る損害よりも、はるかに高い内限定することや、利用者がデータを保存してないことが原因となつた損害は一切責任を負わないことなどが利用契約約款に書いてあり問題となつた。

### 専門家の見方

#### 消費者保護へ法整備加速も

児島幸良・早稲田大学大学院客員教授の話。約款の規定を導入するなどは民法改正にめぐりかかっている。消費者契約法の改正後は消費者契約法の改正作業も本格化する。その議論のなかで消費者保護も懸念される。

「連帯保証」は、契約後に事情があれば、変更できる側にとって利点も大きいだろう。現行法のもとは企業が一方的に通知して消費者に不利な変更をする場合、法的なリスクも懸念される。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。

「買手側の利益を守る」規定は、借り手が不利な契約を結ぶ場合、担保と返済する義務を返すに返すよう義務付ける。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。